

税の申告 正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(火)～3月15日(火)

★左の日程表をよく確認の上、各会場へお越しください。(土日除く)

問合せ先 市役所 税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 平成28年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

申告する必要のない方

税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)

申告に必要なもの

- 一力所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成27年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- 事前に医療を受けた方および病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をする方)
- 障害者手帳、市町村長等の認定を受けている方はその認定書

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。

2月	とき	ところ
16日(火) 17日(水)	9:00～16:00	農協粟野支店
18日(木)	9:00～11:30 9:00～16:00	愛発公民館 農協東部支店
19日(金)	9:00～11:30 9:00～16:00	旧葉原小学校 農協東部支店
23日(火) 24日(水)	9:00～16:00	粟野公民館
25日(木)	9:00～16:00	中郷公民館 農協東部支店
26日(金)	9:00～11:30 13:30～16:00	横浜公会堂 東浦公民館

3月	とき	ところ
1日(火) 2日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店 農協粟野支店
3日(木)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店
4日(金)		農協本店
7日(月)		農協本店
8日(火)		農協本店
9日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
10日(木)		農協本店
11日(金)		農協本店
14日(月)		農協本店
15日(火)		農協本店

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月23日(火)・24日(水) 粟野公民館
3月1日(火)～3日(木)、7日(月)・8日(火) 市役所4階

Check!

介護保険等を利用されている方は、11ページもご覧ください。

税務署の

申告相談会場は

2月8日(月)から!

2月5日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができ、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

申告・納税期限

所得税 3月15日(火)
消費税 3月31日(木)

問合せ先 敦賀税務署
☎22・1010

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成すると、次の点で便利です。
- ①24時間いつでも利用可能です。
- ②税務署に行く必要がありません。
- ③自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④データを保存できるのでいつでも作業を再開できます。

⑤保存したデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

作成した申告書等は、自宅のプリンタで印刷して郵送等で税務署へ提出できます。また、同コーナーからそのまま、e-Taxを利用して税務署に送信することもできます。

【給与・公的年金等のみの方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の給与・年金画面をご利用ください】

平成27年分の所得税の確定申告書等作成コーナーに、給与所得者または公的年金所得者向

けの申告書作成画面「給与・年金画面」を新設します。この画面は、初めての方でも簡単な操作で申告書が作成できます。是非ご利用ください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください!

●平成28年1月18日(月)から3月15日(火)まで「確定申告電話相談センター」で確定申告に



平成28年度からの個人市・県民税の改正点

1. ふるさと納税の拡充

(1) 特例控除額の上限の引上げ

都道府県・市区町村に対して寄附金を支出した場合(ふるさと納税)の特例控除額の上限が所得割額の10%から20%に引き上げられました。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合の寄附金控除手続きの簡素化のため、確定申告を行わなくても寄附金控除が適用される制度です。(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)

※特例の適用には、寄附先の自治体数が5団体以内で、寄附を行う際に各寄附先の自治体に特例適用の申請書の提出が必要となります。

2. 公的年金からの特別徴収制度の見直し

(1) 転出・税額変更時の特別徴収の継続

これまで、年の途中で市外に転出した場合や年税額が変更された場合に、公的年金からの特別徴収(差し引き)が停止され、普通徴収(納付書で納める方法)に切り替わっていましたが、年金所得者の利便性の向上を図るため、平成28年10月から一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

(2) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

(仮特別徴収税額の平準化)

これまで、仮特別徴収税額(仮徴収:4月、6月、8月に支給される公的年金から差し引かれる税額)と特別徴収税額(本徴収:10月、12月、翌年2月に支給される公的年金から差し引かれる税額)に大きな差が生じてきました。この不均衡を解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が次のとおり改正されました。

☆この改正は、算出方法の見直しを行うもので、年税額の増減はありません。

	仮徴収			本徴収	
	4月	6月	8月	10月	12月 翌年2月
現行	前年度分の本徴収額 ÷ 3 (前年2月と同じ額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	
改正後	前年度分(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3			※変更なし (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	

☆(1)(2)の改正は、平成28年10月1日以降に実施される特別徴収について適用されます。

問合せ先 税務課 ☎22-8106